第1章 上位 · 関連計画

以下に、蒲郡市都市計画マスタープランの上位・関連計画の概要を整理します。

1. 東三河都市計画区域マスタープラン(平成31年3月改訂)

目標年次: 令和 12 年度 (2030 年度)

(1) 基本理念

自然や歴史を活かし、多様な産業が育まれ、 豊かな暮らしを実感できる都市づくり

- 〇元気:豊かな自然や歴史を活かし、三河港臨海部を中心に集積した工業、県内で最も盛んな農業、レクリエーション・温泉などの観光資源など、多様な産業が育まれる都市づくりを進めます。
- 〇暮らしやすさ:まちなかから郊外の暮らしに至るまで、都市機能や 生活利便性、地域のコミュニティを維持しながら、豊かな暮らしを 実感できる都市づくりを進めます。

(2) 都市づくりの目標

- ①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標
 - ・無秩序な市街地の拡大を抑制し、豊橋駅などの主要な鉄道(軌道)駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
 - ・都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な 世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指 します。また子育てしやすい環境などに配慮した若者世代が暮らしやすい市 街地の形成を目指します。
 - ・各拠点へアクセスできる公共交通網を充実させ、利便性が確保された集約型 都市が公共交通などの交通軸で結ばれた多核連携型のネットワークの形成を 目指します。
 - ・地域産業の人材を確保するため、若者世代の就職と定住を促進するとともに、 必要に応じて鉄道(軌道)駅や市街化区域の周辺など、既存ストックの活用 が可能な地区を中心に新たな住宅地の形成を目指します。
 - ・北東部や半島部の人口密度が低い集落地などでは生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成を目指します。

②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた目標

- ・豊川稲荷をはじめとする歴史・文化資源、ラグーナ蒲郡地区をはじめとする レクリエーション資源や豊かな自然環境などの多様な地域資源を活かした地 域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。また、 昇龍道プロジェクトなどの中部圏の観光に資する観光地間の周遊性の向上を 目指します。
- ・歩行者・自転車に配慮した市街地の再整備や歴史、文化資源を活かした魅力 ある都市空間・景観づくりを進めるとともに、農業をはじめとする地場産業 が培ってきた地域の魅力を向上し、多彩な対流・ふれあいを生み出し、街の にぎわいの再生を目指します。
- ・三河港や県内外を連携する広域交通体系を最大限活用するとともに、リニア 開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、 都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指しま す。
- ・遠州・南信州などとの圏域を超えた広域連携や奥三河と連携した広域観光の 促進を図るため、新東名高速道路の活用や三遠南信自動車道などの広域幹線 道路の整備促進を目指します。

③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標

- ・都市の活力を向上させていくため、三河港臨海部などの既存工業地やその周 辺において工業・物流機能のさらなる集積を目指します。
- ・自動車産業をはじめとする既存産業の高度化や次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- ・経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実 や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道 路の整備を推進します。
- ・全国有数の農業生産額を誇る区域であり、無秩序な市街地の拡大や都市機能 の立地を抑制するなど適正な土地利用の規制・誘導により農業を支える基盤 である優良農地の保全を目指します。さらに付加価値の高い農業を確立する ため、6次産業化に向けた農地などの有効活用を目指します。
- ・農地を守るために必要となる農村集落については、日常生活に必要となる機 能や生活基盤を確保し、居住環境や地域のコミュニティの維持を目指します。

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた目標

- ・沿岸部の津波・高潮や豊川周辺などの洪水・内水による浸水、北部の丘陵地や半島部の土砂災害が想定されるなどの災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況または整備見込などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図り、安全安心な暮らしの確保を目指します。
- ・道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進するとともに、 公共施設や避難路沿道の建築物などの耐震化を促進し、市街地の災害の防止 または軽減を目指します。
- ・被災時の救急活動や物資輸送を支える緊急輸送道路を整備するとともに、避 難場所や防災活動の拠点となる公園の適正な配置を促進し、災害に強い都市 構造の構築を目指します。
- ・地域住民との協働による事前復興まちづくりの取組など速やかな復興への備えを推進します。
- ・都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路 を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進 め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

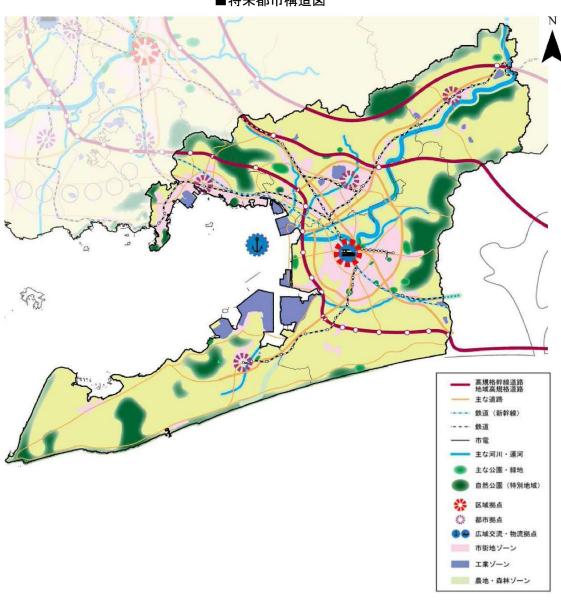
⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた 目標

- ・中央部や南部の農地、北部から東部、渥美半島南部の樹林地などの緑地では、 無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな 自然環境を保全します。
- ・市街地では防災空間や澗いとやすらぎを与えるオープンスペースを確保し、 都市農業の振興や良好な都市環境の形成を図るため、地域特性に応じて農地 などの緑地の保全や民有地の緑化を推進します。
- ・新たな市街地の開発にあたっては、公共施設における質の高い緑地の確保、 民有地の緑化の推進、ため池や河川による水辺・緑のつながりの確保などに より、生態系ネットワークの形成に配慮し、豊かな生物多様性を育む都市づ くりを目指します。
- ・公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、 建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭 素化を目指します。
- ・豊川などの河川や北東部・半島部に広がる緑地などを活用した自然的環境インフラネットワークの形成を目指します。

(3) 将来都市構造図

- ・豊橋駅周辺を多くのヒトやモノが活発に動き、広域的な都市機能の集積が進み、 区域の玄関口となる区域拠点と位置づけます。
- ・諏訪町駅・豊川駅周辺地区や蒲郡駅、新城駅および三河田原駅周辺を商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集約し、暮らしやすいまちなかを形成する都市拠点に位置づけます。
- ・東海道新幹線豊橋駅周辺を多くのヒトやモノが集まる広域交流拠点、三河港周辺を物流拠点に位置づけます。

■将来都市構造図



※市街地ゾーンおよび工業ゾーンはH31年のおおむねの市街化区域を表示しています。

(4)目標年次に配置されるべき人口および産業の規模

■人口 (愛知県の都市計画区域における将来の概ねの人口)

	平成 27 年 (国勢調査)	平成 42 年(2030 年) (目標年次)
都市計画区域内	約 7, 432 千人	約 7, 310 千人
市街化区域内	約 6, 180 千人	約 6, 125 千人

■人口(東三河都市計画区域における将来の概ねの人口)

	平成 27 年 平成 42 年 (2030 年) (国勢調査) (目標年次)			
都市計画区域内	約 734 千人	約 709 千人		
市街化区域内	約 547 千人	約 535 千人		

■産業 (愛知県における将来の概ねの産業規模)

	平成 25 年	平成 42 年(2030 年) (目標年次)				
県内総生産額	約 34.8 兆円	約 44.1 兆円				

(5) 目標年次における市街化区域の規模

■規模(東三河の都市計画区域における将来の概ねの規模)

	平成 42 年 (2030 年)
	(目標年次)
市街化区域面積 (ha)	14, 044

[※]平成 42 年 (2030 年) の市街化区域面積は、平成 31 年の区域区分の総見直し時点における 市街化区域面積であり、保留するフレームに対応する面積は含まれていません。

【参考】保留する人口フレーム(平成31年の区域区分の総見直し時点)

都市計画 区域名	平成 42 年 (2030 年) (目標年次)			
	保留する人口(千人)			
東三河	3			

【参考】保留する産業フレーム(平成31年の区域区分の総見直し時点)

都市計画 区域名	平成 42 年 (2030 年) (目標年次)		
	保留する面積(ha)		
東三河	216		

(6) 主要用途の配置方針

〇商業地

区域拠点の豊橋駅では、住民や企業が広く利用できる広域的な都市機能が複合的に立地する中心商業地の配置を促進します。都市拠点の諏訪町駅・豊川駅周辺地区や蒲郡駅、新城駅および三河田原駅の周辺には、公共交通の利用者や地域住民の暮らしを支える商業・業務、医療・福祉などの都市機能が立地する中心商業地の配置を促進します。

区域拠点および都市拠点以外の主要な鉄道 (軌道)駅の徒歩圏や商業・業務、 医療・福祉などの都市機能を集積すべき地区においては、地域住民の日常的な 生活を支える一般商業地の配置を促進します。

歴史・文化資源、レクリエーション資源や豊かな自然資源などの地域資源周辺でこれら地域資源と連携を図ることができる地域においては、地域の活性化に資する観光交流機能の適切な配置を促進します。

(7) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

〇商業地

区域拠点の豊橋駅周辺、都市拠点の諏訪町駅・豊川駅周辺地区や蒲郡駅、新城駅および三河田原駅の周辺の中心商業地については、土地の高度利用や有効利用を誘導して商業・業務などの利便を増進するため、高密度(建蔽率80%、容積率400~600%)を標準とした土地利用の規制・誘導を促進します。

(8) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

大規模集客施設は、広域的に影響をおよぼし、無秩序な市街地の拡大など都市 構造に大きな影響を与えるため立地を制限します。公共公益施設のうち大規模集 客施設と同様に広域的に影響をおよぼす施設の立地は抑制します。

蒲郡市の浜町地区については、特定保留として設定し、埋め立ての竣功後、市 街化区域に編入し整備を図ります。

今後、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備を行う地は、農林漁業など との調整を行い、その整備の見通しが明らかになった段階で、住居系市街地につ いては東三河都市計画区域で想定した人口の範囲内で、また産業系市街地につい ては東三河都市計画区域で想定した産業規模の範囲内で、随時、市街化区域に編 入し、良好な市街地整備を図ります。

(9) 主要な施設の方針

○道路の方針

区域拠点や都市拠点の中心商業地では、誰もが安全安心に移動できるように歩道などのバリアフリー化を促進します。中心市街地の活性化に向けて、買い物などの利便性を向上させるために、限られた道路空間を有効に活用しながら歩行者

や自転車の利用に適切な幅員を確保し、景観にも配慮した歩行者・自転車の利用 空間のネットワーク化などを推進します。また、沿道施設への出入りや荷物の荷 下ろしの機能を重視した補助幹線道路などを適切に配置します。さらに、駅前広 場は、人々のにぎわいや交流を生み出し、さまざまな交通手段との乗り換え利便 性を向上させるために、景観にも配慮しながら施設の整備を促進します。

(10) 駐車施設の方針

商業・業務機能が集積する区域拠点や都市拠点などでは、違法な路上駐車や自転車の放置を防止し、安全で快適な道路空間を確保することが重要です。このため、人の動きや荷捌きの利便性に配慮した適切な位置に駐車施設の整備や確保を促進します。駐車場整備地区では、必要に応じ駐車場整備計画の見直しの検討を行います。

市街地への過度な自動車流入の抑制や、公共交通と自動車交通の適切な利用を 促すため、パークアンドライドの取り組みを促進します。このため、鉄道(軌道) 駅や主要なバス停の周辺において、駐車施設の整備や確保を推進します。

(11) 市街地整備の目標

蒲郡市で概ね平成 42 年 (2030 年) までに整備を予定する市街地開発事業は以下のとおりです。

■蒲郡市で予定する市街地整備事業

事業名	名称など			
土地区画整理事業	蒲郡中部 蒲郡駅南			

(12) 主要な緑地の方針

〇環境保全系統

国の天然記念物に指定されている豊橋市の石巻山石灰岩地植物群落、豊川市の御油のマツ並木、<u>蒲郡市の清田の大クス</u>、八百富神社社叢および大島ナメクジウオ生息地、田原市の宮山原始林および椛のシデコブシ自生地、県の天然記念物に指定されている豊橋市の葦毛湿原など学術上の価値が高い樹木・緑地の保全を促進します。

2. 第五次蒲郡市総合計画

目標年次: 令和 12 年度 (2030 年度)

(1) まちづくり基本理念

〇人と自然の共生

・海、山、温泉など地域資源を大切にし、自然との共生による持続可能性 を高める

〇安全・安心・快適

・快適な環境により、安心安全に住み続けられ、市民全員が居場所と役割 を持ち活躍する

〇一人ひとりが主役

・市民一人ひとりが夢と希望を持ち、主役となり人が輝く

〇つながる

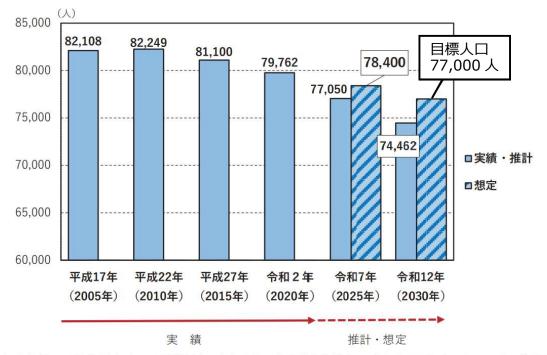
・市民・事業者・行政が一体となり、人と人とが支えあい、つながりあう

(2) 将来都市像

豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち ~ 君が愛する蒲郡 ~

(3)目標人口

■将来人口の想定



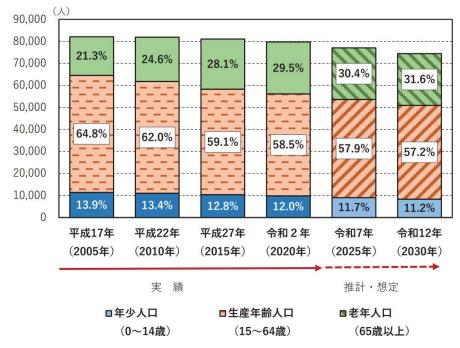
(注) 実績値は、平成 27 年までは国勢調査、令和 2 年は住民基本台帳人口(10 月 1 日)を示しており、推計値は国立社会保障・人口問題研究所資料による。

■年齢別人口の想定

(人)

		実	想定			
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	令和7年	令和 12 年
	(2005年)	(2010年)	(2015年)	(2020年)	(2025年)	(2030年)
年少人口 (0~14 歳)	11,420	11,015	10,399	9,542	9,173	8,624
生産年齢人口 (15~64 歳)	53,172	50,781	47,895	46,681	45,394	44,044
老年人口 (65 歳以上)	17,508	20,135	22,806	23,539	23,834	24,332
年齡不詳	8	318	0	0	V <u></u>	-
計	82,108	82,249	81,100	79,762	78,400	77,000

■年齢別人口の構成比の想定



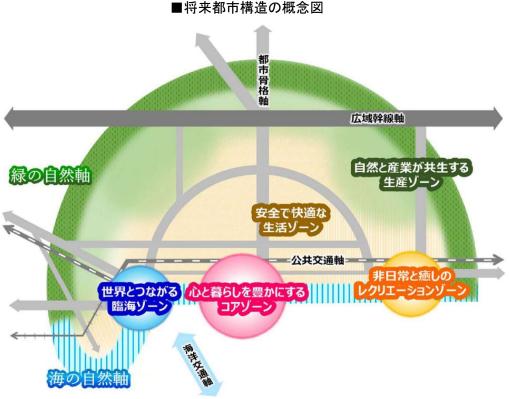
(注) 平成17、22年は年齢不詳を除いた割合

(4) 基本目標

- ① 笑顔つながる幸せに暮らせるまちづくり 健康・福祉
- ② 人と文化を未来につなぐまちづくり 教育・文化
- ③ 豊かな自然とともに安心して住み続けられるまちづくり 安全・安心
- ④ にぎわいと元気あふれるまちづくり 産業
- ⑤ 人と人がつながり快適な暮らしを支えるまちづくり 都市基盤整備
- ⑥ 市民とともに歩むまちづくり 地域・行財政

(5) 将来都市構造

穏やかな三河湾と山並みからなる「自然軸」を土台として、蒲郡駅周辺の「心と暮らしを豊かにするコアゾーン」を中心に、まとまりのある各ゾーンが扇状に広がります。各ゾーンでは自然軸と調和した都市活動が行われ、「交通軸」によりつながり合うことで互いに影響し魅力を高め合っています。



自然軸

本市が面する三河湾や北部の山並みといった自然が織りなす美しい風景は、風光明媚な本市のイメージを特徴づける重要な要素であり、人々の心に癒しと安らぎをもたらしています。三河湾と山並みを「自然軸」と位置づけ、自然環境と美しい景観の維持保全を図るとともに、それぞれの特性をまちづくりの資源として活用します。

〇海の自然軸

三河湾の水質浄化及び水産資源の保護や海に親しむ環境づくりを推進し、漁場及び観光・レクリエーション資源として活用します。

〇緑の自然軸

森林の保全により多面的機能*を維持し、保養・レクリエーション資源として活用します。 ※森林の持つ多面的機能:生物多様性・地球環境の保全、土砂災害の防止、水源の涵養

交通軸

道路・鉄道・航路等の交通ネットワークは、都市間や市内各ゾーンを結び交流機能・防 災機能を向上させ、市民生活やあらゆる経済活動を支える都市の軸です。本市のまちづく りにおいて特に重要な意味を持つ交通ネットワークを「交通軸」として位置づけます。

〇広域幹線軸

主要都市間を結び、周辺都市との交流や産業活動を支える市全体の発展に重要な役割を 担う交通軸です。国の重要物流道路として平常時だけでなく災害時においても安定的な輸 送を確保します。

〇都市骨格軸

都市の骨格を形成し、市民の安全で快適な生活環境を確保する主要道路であり、多様な 役割を担っています。市街地を縦断する路線は、広域幹線軸や高速道路等と結節すること で各ゾーンの都市活動を支援し、市全体の発展を支える交通軸です。市街地を横断する路 線は、市内地域間の円滑な交流を促進する交通軸です。

〇公共交通軸

誰もが安心して移動でき、周辺都市との交流や産業活動を支えるとともに、市内地域間の円滑な交流を促進する交通軸です。

〇海洋交通軸

海を感じる街並みを生かした観光や港湾機能を活用した物流において重要な役割を持ち、蒲郡市が世界と直接つながる交通軸です。

5つのゾーン

市域をそれぞれの特徴を活かした土地利用の観点から5つのゾーンに区分し、各ゾーンにおける空間形成の方向性を表します。

〇心と暮らしを豊かにするコアゾーン

交通結節点・中心市街地・観光拠点・港といった多様な要素を一体的に活用し市の基幹 的な都市機能や交流機能の集積を図り、人・コト・モノがつながり新たな価値が生まれる 都市発展の中心核として、人の心と暮らしを豊かにするゾーンです。

〇安全で快適な生活ゾーン

生活コミュニティの拠点となる鉄道駅周辺を中心に医療・福祉・子育て支援・商業などの都市機能が集積し、年齢や障がいに関わらず誰もが安心し快適に生活できる環境が整ったゾーンです。

〇自然と産業が共生する生産ゾーン

農地を保全し農業振興の基盤とするとともに、交通軸との連携を生かした物流等の多様な経済活動が行われるゾーンです。

〇世界とつながる臨海ゾーン

岸壁の延伸・ふ頭再編といった港湾機能の向上や交通軸との連携による国内外からの人やモノの流れの活性化を図り、三河港の中心的な役割を担う港湾として広域経済の発展に寄与するゾーンです。

〇非日常と癒しのレクリエーションゾーン

景観に配慮した一体感のある街並みが形成され、水辺空間や海洋レクリエーションを楽しむ観光拠点をはじめ、教育施設や商業施設等が立地する都市成長拠点となるゾーンです。

(6) まちづくり戦略

- ①快適な生活環境の充実
 - ・交通ネットワークの形成
 - ・港湾機能強化による地域活性化
 - ・危機管理体制の充実
 - ・魅力ある地域づくり
 - ・公共施設の規模適正化

②生涯活躍できる地域社会づくり

- ・Society5.0に向けた生活環境・生活基盤の整備
- ・子どもから高齢者までが生きがいを持って暮らせる支援の充実
- ・多様な地域の担い手の参画促進

③人を引き寄せる持続可能な地域づくり

- ・自然環境の保全と魅力向上
- ・シティセール、移住・定住の推進

3. 蒲郡市地域強靱化計画

目標年次: 令和7年度(2025年度)

(1) 蒲郡市の強靱靱化の基本目標

第五次蒲郡市総合計画では、防災のための施策が目指す本市の将来の姿を、以下のとおり定めています。

- ・行政・地域・事業者それぞれが主体となり、連携しながら防災・減災 に取り組む社会となっている。
- ・市民の生命・財産を守るため、災害による被害を最小限にとどめ、速 やかに復旧を行う町となっている。

このよう本市を強靱化する将来の姿を実現するため、国が基本計画に位置づけた基本目標も踏まえて、次の4つの基本目標を位置づけます。

- ① 市民の生命を最大限守る。
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③ 市民の財産及び公共施設、市全体の産業・経済活動に係る被害をできる 限り軽減する。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする。

(2) 推進すべき施策(施策分野ごとの強靱化施策の推進方針)

〇住宅·都市

- ・住宅・建築物の耐震化等の促進
- ・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進
- ・公共施設の耐震化の推進・促進
- ・大規模盛土造成地等の施設・構造物等の脆弱性の解消等
- ・空家対策による倒壊リスクの軽減
- ・家具の転倒防止器具の取付け、ブロック塀撤去等の推進
- ・火災に強いまちづくり等の推進
- ・津波防災地域づくり
- ・上水道施設の老朽化対策等の推進
- ・下水道施設の耐震化・下水道業務継続計画(BCP)の充実
- ・浄化槽の整備
- ・防災拠点等の耐震化等の推進
- ・上水道及び農業用水施設の耐震化等の推進
- ・水の安定供給
- ・上水道施設の耐震化等の推進
- ・上水道等の復旧の体制等の強化
- 汚水処理施設等の防災対策の強化
- ・沿道の住宅・建築物の耐震化の促進

- ・ポンプ等の防災対策の推進
- ・仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化
- ・既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保
- ・自宅居住による生活再建の促進

〇交通 物流

- ・交通施設等における脆弱性の解消
- ・輸送ルートの確保対策の実施
- ・迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備
- ・道路ネットワークの整備の推進
- ・代替輸送手段の確保等
- ・災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保
- ・交通施設の防災対策の推進
- ・輸送モードの連携・代替性の確保
- ・陸・海ルート確保強化
- ・交通ネットワークの迅速な開発に向けた体制の整備
- ・災害時の放置車両対策
- ・幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進
- ・基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討
- ・三河港の業務継続力の強化

〇市域保全

- ・河川・海岸の堤防、水門等・排水機場等の耐震化の促進
- ・ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進
- ・河川の改修・管理
- ・高潮対策施設等の整備
- ・排水機場等の耐震化の促進
- ・土砂災害対策の推進
- ・山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応
- ・防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進
- ・防災インフラの迅速な復旧に向けた取組
- ・海岸堤防の耐震化等の推進
- ・河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進
- ・漂流物防止対策の推進
- ・土砂災害対策の推進
- ・浸水等の被害軽減に資する対策の推進

〇土地利用

- ・火災に強いまちづくり等の推進
- ・ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進
- ・地籍整備の推進

4. 蒲郡市立地適正化計画

目標年次: 令和 22 年度(2040 年度)

- (1) まちづくりの方針
- ①まちづくりの基本理念

住み慣れた蒲郡を時代の変化に対応しながら次世代へつなぐまちづくり

- ・鉄道駅やその周辺の市街地において魅力的な都市環境を維持及び創出し、 緩やかではあるが自ずと都市機能や居住が集まる持続可能なまちづくり を推進します。
- ・人口減少・少子高齢化の情勢下でも、様々な都市活動や、多様な地域性 のある居住地での生活を支え続けるまちづくりを推進します。

②将来都市像

多世代が健康で安心して暮らせるまち

- ・次世代を担う子どもたちを安心して育てることができるまち
- ・高齢者が可能な限り自立し豊かに生活できるまち
- ・若い世代により活気のあるまち

③まちづくりの基本方針

- 〇コンパクトなまちを活かした、歩いて便利に生活できる拠点の形成
 - ・蒲郡駅周辺は、市民が利用する基幹的な施設が立地する『まちの核』として都市機能を確保します。
 - ・各地域で日常生活に必要な都市機能を便利に利用できるよう、人口減少が 進行する中にあっても、各鉄道駅周辺において都市機能を確保します。
- ○多様な主体の連携による持続性の高い公共交通体系の形成
 - ・都市間や市内の都市機能が集積する地域間を連絡する鉄道を維持してい きます。
 - ・駅周辺の都市機能や居住の立地を促進しながら、郊外に居住する高齢者を 含めた市民の移動手段を確保していくため、効率性に配慮しながら市民ニ ーズを踏まえた交通サービスの組合せによる公共交通体系を形成します。
- ○安全・快適で、人と人とのふれあいのある居住地の形成
 - ・工業や観光産業との調和を図りながら、安全で快適に生活できる居住地を 確保します。
 - ・市民ニーズに対応した公共施設の再編を行いながら、健康づくりや文化活動、集会、スポーツなど、地域住民の様々な生涯学習や交流活動の場を確保します。
 - ・郊外の居住地であっても、子育てや高齢者支援に係る一定のサービスと地域コミュニティの醸成により、様々な人が支え合いながら安心して生活できる居住環境を確保します。

4 将来都市構造

〇拠点

・現在の地域圏や都市機能施設の立地状況を踏まえ、市内の全ての駅周辺に 拠点(都市機能誘導区域)を位置づけます。

〇公共交通軸

・既存の公共交通を有効活用した公共交通軸を位置づけます。



■将来都市構造図

〇中心拠点

・本市の基幹的な都市機能の集積を図る拠点として蒲郡駅周辺に位置づけます。

〇地域拠点

・各地域での生活において必要な生活機能を確保する拠点として各駅周辺に位置づけ ます。

公共交通軸

・本市の公共交通の軸として、JR 東海道本線と名鉄西尾線・蒲郡線を位置づけます。

〇幹線的バス軸

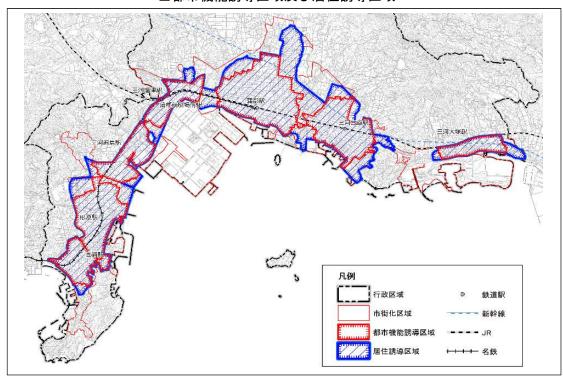
・鉄道軸を補完し、拠点間や市街地の移動を支える路線バスを位置づけます。

〇支線的交通

・公共交通空白地域の移動の足となるコミュニティバス等を位置づけます。

(2) 都市機能誘導区域、誘導施設及び居住誘導区域の設定

■都市機能誘導区域及び居住誘導区域



■誘導施設

■的奇尼政								
施設		西浦駅	形原駅	三河鹿島駅	三河塩津駅	蒲郡駅	三河三谷駅	三河大塚駅
	病院					•		
医療	診療所	•	•	•	•	•	•	•
	調剤薬局	•	•	•	•	•	•	•
高齢者等	生きがいセンター					•		
福祉	勤労福祉会館					•		
	保育園	•	•	•	•	•	•	•
子育て	就学前児童利用施設(民間) ・幼稚園 ・認定こども園 ・認可外保育施設	•	•	•	•	•	•	•
支援 -	児童館	•	•	•	•	•	•	•
	乳幼児一時預かり施設	•	•	•	•	•	•	•
	子ども送迎センター	•	•	•	•	•	•	•
教育・	小学校	•	•		•	•	•	•
教育	中学校	•	•			•		•
	図書館					•		
教育 文化	市民会館					•		
	博物館					•		
商業	大規模小売店舗 (店舗面積1,000㎡超)		•	•	•	•	•	
商業	銀行、郵便局等	•	•	•	•	•	•	•
行政	市役所					•		

: 誘導施設

誘導施設(公共施設マネジメントの取組みにより再配置を検討しているもの)

(3)誘導施策

立地適正化計画区域

市民や民間事業者、各分野の関連計画と連携した、各区域の位置づけや地域特 性を踏まえた生活環境の確保

- 主な関連分野 ()市民福祉サービス()子育て支援、高齢者支援、障がい者支援)
 - ○商業・サービス業
 - ○公共施設整備(道路などのインフラ整備、公共施設再編)
 - ○住宅施策(定住促進、空き家対策)
 - ○公共交通施策(基幹的な公共交通軸のサービス確保、地域間交通の確保)

居住誘導区域

都市機能施設の維持につながる人口密度の確保

- ・居住を誘導する各種施策の検討・推進
- ・一定規模以上の開発行為または建築行為を対象とした届出制度の 運用による、区域外における住宅開発等の立地動向の把握と立地 促進

都市機能誘導区域

誘導施設を踏まえた都市機能施設の誘導

- ・既存施策の位置づけ見直し、または新規施策の実施により民間の 都市機能を誘導
- ・公共施設再編の実施事業と連携
- ・民間事業者の動向により、国の支援を活用して、民間による公共 サービスの提供などを行う施設立地の検討
- ・区域内外における誘導施設を対象とした届出行為の運用による、 都市機能の立地動向の把握と立地促進

(4) 計画の推進と目標値

安全・快適で、利便性の確保された市街 地を今後も維持するため、拠点やその周 辺の市街地で居住が促進されているか評 価します。

目標1:居住誘導区域の人口密度

現況値 (平成 27年) (2015年)

47 人/ha



目標値 (令和 22 年) (2040年)

43 人/ha

市内外から各拠点への移動において、公 共交通が利用され、移動の足を維持し続 けるための需要があるか評価します。

目標2:公共交通の日平均利用者数

現況値 (平成 27年) (2015年)

15,366 人/日



目標値 (2040年)

(令和 22年) 15,000 人/日